

第 3 9 5 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 1 2 月 7 日開催

第 3 9 5 回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和 5 年（2023 年）12 月 7 日（木） 午後 2 時から

開催場所 KKRホテル熊本 2 階 ローズルーム

出席者

（出席委員）江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也
廣田幸英 澤田唯二 平岡政宏 一宮睦雄 田中愛美 藤木美才
藤田香織

（欠席委員）深川英穂 岸田光代

（水産研究センター）資源研究部長 吉村直晃

（漁業取締事務所）技師 寺中勝彦

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣 課長補佐 荒木希世 主幹 木村武志
主任技師 諸熊孝典

（事務局）主幹 岡田丘 主幹 中根基行 参事 郡司掛博昭 技師 對馬康史

議 事

（1）議 題

第 1 号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第 2 号議案

熊本県資源管理方針の改正について（諮問）

第 3 号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について（諮問）

第 4 号議案

令和 5 年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第 4 に関する合意書に基づく協議会について（協議）

（2）報 告

くろまぐろに関する令和 5 管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について

議事の経過

事務局	定刻になりましたので、ただいまから第 3 9 5 回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。 本日の委員出席者数は、15 名中 13 名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第 5 条第 1 項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。 「第 3 9 5 回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を 1 部と「漁業法関係法令集」という冊子を 1 部、資料の 70 ページに誤りがございましたので、差し替え用の資料を 1 枚紙でお配りしております。資料 70 ページをご覧ください際は、こちらをご覧ください 過不足等ありませんでしょうか。
-----	---

議長	よろしいでしょうか。 それでは、江口会長お願いします。 皆さん、こんにちは。 令和5年も、もう1か月を切ったような状況でございます。水産においても今年度は、赤潮とか、海苔の支柱の倒れ等色々な問題がありました。漁業者にとっても厳しい1年だったんじゃないかなというふうに感じております。しかしながら年が明けて良い方向に行ってくれることを願っております。 それでは、ただ今から第395回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。
議長	議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は廣田委員と平岡委員にお願いいたします。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。 それでは議事に入りたいと思います。 第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。 熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。 今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから81ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。 まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、かにかご漁業とその他のかご漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、たこつぼ漁業など11の漁業です。 最初に新規の許可についてご説明します。まずは、かにかご漁業についてです。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のようなかごを設置し、かにを漁獲します。漁業時期は海域によって異なりますが、1月から5月、8月から

１２月までとなっております。操業区域は、スライド４番の参考図に青色で色付けしている火共第１号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は１隻、その他の内容については、資料２ページから資料３ページに記載のとおりとなっております。かにかご漁業については、以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。スライドは、５番に漁法を６番に操業区域や隻数を示しています。スライド５番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は３月から１１月までとなっております。操業区域は、スライド６番の参考図にオレンジ色で色付けしている天共第９号共同漁業権漁場内の牛深町地先です。許可予定の隻数は１隻、その他の内容については、資料４ページから５ページに記載のとおりとなっております。その他のかご漁業については、以上です。

以上新規許可の２漁業についてご説明しました。つづきまして、許可の有効期間満了を迎える１１種類の漁業についてご説明します。

初めに、たこつぼ漁業です。スライドは、７番に漁法を８番に操業区域や隻数を示しています。スライド７番の右の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド８番の参考図に示している共同漁業権漁場や公海を組み合わせた地域です。許可予定の隻数は不知火地区４９隻、天草地区１８８隻であり、その他の内容は資料６ページから４０ページに記載のとおりとなっております。たこつぼ漁業については、以上です。

次に、打瀬網漁業です。スライドは、９番に漁法を１０番に操業区域や隻数を示しています。スライド９番の右の図のように、動力を使用せず風力を利用して網を曳き、くるまえび等を漁獲します。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド１０番の参考図に黄色で色付けした火共第３号共同漁業権漁場内芦北地先と青色で示している不知火海です。ただし、８月１６日から９月３０日までは赤線より以北、９月１日から９月３０日までの日没時から日出時までは赤線以南の不知火海で操業できません。許可予定の隻数は１０隻であり、その他の内容は資料４１ページから４２ページに記載のとおりとなっております。打瀬網漁業については、以上です。

次に、えびけた打瀬網漁業についてです。スライドは、１１番に漁法を１２番に操業区域や隻数を示しています。前述の打瀬網と同様な漁法になりますが、スライド１１番の右の図のように「けた」と呼ばれる漁具を使用します。漁業時期は１１月から翌年３月までとなっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド１２番の参考図に示している黄色で色付けしている火共第３号共同漁業権漁場内芦北地先と青色で色付けした不知火海です。許可予定の隻数は１０隻であり、その他の内容は資料４３ページから４４ページに記載のとおりとなっております。えびけた打瀬網漁業については、以

上です。

次に、ばいかご漁業についてです。スライドは13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。スライド13番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド14番の参考図に示している共同漁業権漁場や共同漁業権漁場内地先です。許可予定の隻数は11隻、その他の内容は資料46ページから49ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

次に、ふぐかご漁業です。スライドは、15番に漁法を16番に操業区域や隻数を示しています。スライド15番の右側の図のようなかごを海底に設置して、「しろさばふぐ」や「くろさばふぐ」を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、天草海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド16番の参考図に青色で示している天草海と天草郡苓北町と天草市天草町の地先の一部です。橙色で色付けした区域につきましては、10月から翌年5月までの間操業禁止となっています。許可予定の隻数は、16隻、その他の内容については、資料50ページから51ページに記載のとおりとなっています。ふぐかご漁業については、以上です。

次に、小型まき網漁業いわし・あじ・さば1そうまき網漁業についてです。スライドは17番に漁法を18番に操業区域や隻数を示しています。スライド17番の右の図(1)のように、魚群探知により魚群を発見すれば灯船により集魚します。魚群が浮上し漁獲可能な状況になると、(2)、(3)のように網船が母船に網の一端を託して灯船を中心に円を描くように走りながら投網します。投網が完了すると、(4)のように、網船は母船から網の一端を受け取り、いわし・あじ・さばを漁獲します。漁期は、周年となっており、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド18番に示している青色で色付けした天共第10号共同漁業権漁場内宮野河内地先と不知火海です。ただし、時期によっては、不知火海のうち赤線で囲まれた下島東海以外の区域での操業が禁止されています。許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料52ページから55ページに記載のとおりとなっています。小型まき網漁業いわし・あじ・さば1そうまき網漁業については、以上です。

次に、小型まき網漁業いわし・あじ・さば2そうまき網漁業についてです。スライドは19番に漁法を20番に操業区域や隻数を示しています。スライド19番の右の図(1)のように灯船により魚群を集め、(2)、(3)のように2そうの網船が灯船を囲むように網を投入し、(4)のように、いわし・あじ・さばを漁獲します。漁期は、周年となっており、不知火海中南部で操業されています。操業区域は、スライド20番に示している共同漁業権漁場内と青色で色付けされた不知火海です。ただし、10月1日から12月31日までの期間は、赤

線で囲まれた下島東海以外の区域での操業が禁止されています。許可予定の隻数は8隻、その他の内容については資料52ページから53ページ、資料56ページから61ページに記載のとおりとなっています。小型まき網漁業いわし・あじ・さば2そうまき網漁業については、以上です。

次に、小型まき網漁業このしろ2そうまき網漁業についてです。スライドは21番に漁法を22番に操業区域や隻数を示しています。漁法の説明は、いわし・あじ・さば2そうまき網漁業と基本的に同じため割愛します。漁期は、主に周年となっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド22番に示している共同漁業権漁場内と赤線以北の青色で色付けされた不知火海です。許可予定の隻数は4隻、その他の内容については資料62ページから64ページに記載のとおりとなっています。小型まき網漁業このしろ2そうまき網漁業については、以上です

次に、中型まき網漁業このしろ1そうまき網漁業についてです。スライドは23番に漁法を24番に操業区域や隻数を示しています。漁法の説明は、小型いわし・あじ・さば1そうまき網漁業と漁具の大きさ以外基本的に同じため割愛します。漁期は、周年となっており、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド24番に示している天共第12号共同漁業権漁場内高戸地先と赤線以北の青色で色付けされた不知火海です。許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料65ページから67ページに記載のとおりとなっています。中型まき網漁業このしろ1そうまき網漁業については、以上です。

次に、中型まき網漁業このしろ2そうまき網漁業についてです。スライドは25番に漁法を26番に操業区域や隻数を示しています。漁法の説明は、小型まき網漁業このしろ2そうまき網漁業と基本的に同じため割愛します。漁期は、周年となっており、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド26番に示しているとおり共同漁業権漁場内地先と赤線以北の青色で色付けされた不知火海です。許可予定の隻数は4隻、その他の内容については資料65ページから68ページに記載のとおりとなっています。中型まき網漁業このしろ2そうまき網漁業については、以上です。

次に、中型まき網漁業いわし・あじ・さば1そうまき網漁業についてです。説明の前に、資料に誤りがありましたので訂正をお願いします。ページは資料70ページです。訂正箇所は、「3備考の(2)イ」で、(別記1、3から6を操業区域とする場合)と(別記2を操業区域とする場合)の条件が、逆になっています。こちらの部分を修正した資料を1部別途配布しておりますので、そちらをご確認ください。それでは、説明に戻ります。スライドは27番に漁法を28番に操業区域や隻数を示しています。漁法の説明は、小型まき網魚いわし・あじ・さば1そうまき網漁業と漁具の大きさ以外基本的に同じため割愛します。漁期は、周年となっており、天草海、不知火海、天草有明海で操業されています。操業区域は、スライド28番に示していると

	り共同漁業権漁場内地先と青色で色付けされた不知火海です。ただし、１０月１日から１２月３１日までの期間は、不知火海のうち赤線で囲まれた下島東海以外の区域での操業が禁止されています。許可予定の隻数は５隻、その他の内容については資料６９ページから７７ページに記載のとおりとなっています。中型まき網漁業いわし・あじ・さば１そうまき網漁業については、以上です。 次に、中型まき網漁業いわし・あじ・さば２そうまき網漁業についてです。スライドは２９番に漁法を３０番に操業区域や隻数を示しています。漁法の説明は、小型まき網漁業いわし・あじ・さば２そうまき網漁業と漁具の大きさ以外は基本的に同じため割愛します。漁期は、周年となっており、不知火海中南部で操業されています。操業区域は、スライド３０番に示している天共第１２号共同漁業権漁場内高戸地先と青色で色付けされた不知火海です。ただし、１０月１日から１２月３１日までの期間は、不知火海のうち赤線で囲まれた下島東海以外の区域での操業が禁止されています。許可予定の隻数は４隻、その他の内容については資料７０ページと資料７８ページから８１ページに記載のとおりとなっています。中型まき網漁業いわし・あじ・さば２そうまき網漁業については、以上です。 最後に許可の申請期間についてです。スライド３１番をご覧ください。申請期間は、新規の許可が令和５年１２月２５日から令和６年１月９日までとしています。 許可の有効期間満了に伴う許可のうち、たこつぼ漁業の申請期間は、不知火地区が令和５年１２月２５日から令和６年１月１９日まで、天草地区が令和５年１２月２５日から令和６年１月２６日まで、打瀬網漁業、えびけた打瀬網漁業が令和６年１月２２日から令和６年２月２２日まで、ばいかご漁業、ふぐかご漁業、小型まき網漁業及び中型まき網漁業が令和５年１２月１５日から令和５年１２月１９日までを予定しています。 以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。
議長	ただ今、水産振興課から、第１号議案について説明がありましたが、何か御質問はございませんか。
議長	許可の内容はこれまでと同じということよろしいでしょうか。
水産振興課	これまでの許可内容と変更ございません。
藤田委員	スライド１６ですが、オレンジ色の部分が禁止区域というのは分かるのですが、青い斜線はどういった区域を示しているのでしょうか。
水産振興課	分かりにくかったかと思いますが、青い斜線の部分が天草海を示しておりまして、操業可能な区域となっております。また、天草市及び苓北町の地先付近に青で塗りつぶしている部分があると思いますが、

	こちらでも操業可能な区域です。
藤田委員	青の斜線でもオレンジ色の部分は操業禁止ということによろしいでしょうか。
水産振興課	手繰網漁業という他の漁業との調整により、１０月から５月までの間、操業禁止となっています。
議長	他にございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは特に無いようですので、第１号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第１号議案については、「特に意見なし」と答申します。 続きまして、第２号議案「熊本県資源管理方針の改正について」、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課資源栽培班です。 私からは資料８２ページ以降の熊本県資源管理方針の改正について、諮問させていただきます。着座にて、説明させていただきます。 今回の諮問内容は、熊本県の資源管理の方向性を規定した「資源管理方針」の改正ですが、まずは「資源管理方針」の考え方の根幹となる、改正漁業法をはじめ水産改革の目玉として、国が推進している「新たな資源管理」について御説明し、その後に諮問内容に関係する「資源管理方針」と「資源管理協定」制度の説明と、最後に諮問内容について御説明させていただきます。 先ず、国が推進する「新たな資源管理」について御説明します。お手元にお配りしている「沿岸漁業者の皆様へ ～新しい資源管理の話～」というパンフレットをご覧ください。 本資料は、改正漁業法に基づく新しい資源管理を推進するために、水産庁ホームページ上で公開されているものです。 １枚開いていただきまして、本資料１ページ目の「新たな資源管理の必要性」をご覧ください。 我が国の漁業生産量は、下段のグラフのとおり、様々な要因により長期的な減少傾向にあります。この状況の中で、水産資源の適切な資源管理を行い、資源水準を維持・回復させていくことが重要です。 資源管理は、中長期的に漁獲できる量を増やし、漁業者の所得を向上するために実施するものです。 漁獲できる量が増加すれば、生鮮・加工など需要に応じた生産を行う

ことが可能となり、その結果、長期的に見た価格の安定につながり水産業の成長化や国民への水産物の安定供給に寄与します。

次に、２ページ目の「新たな資源管理の流れ」をご覧ください。本資料には、改正漁業法に基づく新しい資源管理の流れが説明されています。

左側の青色囲いの中の資源調査から、矢印に沿って御説明します。

新しい資源管理は、漁業者から提供された漁獲情報等を基に、科学的な調査や評価を行い、その結果を踏まえ、資源管理の目標を定めます。この目標の達成のために下段右側に示す効果的な資源管理措置を実施することで、資源の維持・増大による安定した漁獲の実現を目指すためのものです。

この新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進めることとなっています。

次に、資源管理方針の策定の背景について、御説明します。説明資料８３ページの「１ 資源管理方針策定の背景について」にて御説明します。

国は、改正漁業法で、新たに「資源管理方針」と「資源管理協定」を規定しました。

「資源管理方針」は、新たに県の重要な魚種や漁業種類ごとの管理方策の方向性や特定水産資源、いわゆる漁獲量の数量管理を行う TAC 魚種の漁獲可能量の配分基準等を規定したものです。

「資源管理協定」は、この方針に基づき関係漁業者同士が自主的な資源管理措置を定めたものです。

このため、本県では令和２年１１月に県の資源管理の基本的な方針を示した「資源管理方針」の策定を各海区調整委員会に諮問し、同年１２月から本方針を施行しています。

令和２年以降、複数の改正を経て、対象魚種を拡大しており、現在は、特定水産資源、いわゆる TAC 魚種と呼ばれる漁獲量の数量管理を行う魚種として、「まあじ、まいわし、くろまぐろ、するめいか、まさば・ごまさば」の５魚種と、本県の重要な水産資源である「ぶり」を加えた計６魚種の資源管理の方向性を規定しています。

参考として、資料中段に「漁業法改正による資源管理制度の変更点」を示しています。先ほど御説明した「資源管理方針」と「資源管理協定」が改正前とどのように違うのかを示しています。

青色で示した上段が漁業法改正前、赤色の下段が改正後になります。改正前は、県が策定する「資源管理指針」に基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を策定していました。

改正後は、「県資源管理指針」が「県資源管理方針」に、「資源管理計画」が「資源管理協定」に変わっています。

主な違いとして、「県資源管理方針」は、魚種や漁業種類ごとの休漁等の具体的な方策を示したものではなく、対象魚種の資源をどの程度まで回復させるかの方向性を示したものに変わりました。また、新たに特定水産資源、いわゆる漁獲規制を伴う TAC 魚種の漁獲可能量の

配分基準等を規定しています。

方針に基づき策定する「資源管理協定」は、これまで「資源管理計画」で定めていた自主的な資源管理措置に加え、今回諮問する「資源管理方針」に基づく取組目標を定める必要があります。

では、今回の諮問内容を御説明します。

諮問内容は、資料 8 8 ページから 1 2 1 ページの「資源管理方針」の改正案についてです。新旧対照表をお付けしていますが、改正する文章でそのまま説明すると分かりづらいため、改正内容の概要を示した資料 8 4 ページの「2 資源管理方針の改正について」に沿って御説明します。

今回は、新たに特定水産資源、いわゆる TAC 魚種として、「うるめいわし」及び「かたくちいわし」の 2 魚種を、本県独自の重要な水産資源として「まだい」、「ひらめ」等の 1 9 魚種の資源管理の方向性の追加を諮問します。

1 つ目のポイントとしまして、今回追加する計 2 1 魚種は、本県の重要魚種であり、既に漁業者が「資源管理計画」を策定し、自主的な資源管理に取り組んでいます。このため、県としてこれらの魚種の資源評価を行い、資源管理の方向性を「資源管理方針」に規定したいと考えています。

資料 8 5 ページの参考資料 1 をご覧ください。

本資料には、今回、追加する 2 1 魚種の資源評価結果と協定策定予定の漁協を記載しています。

対象魚種のうち、国が資源評価を行う「うるめいわし」から「まだい」までの 5 魚種については、最大持続生産量 (MSY) で資源が評価されています。最大持続生産量というのは、漁業者が持続的に、漁獲を行う中で、乱獲状態にならず、将来の漁獲も担保される最大の漁獲量のことを言います。

このため、最大持続生産量 (MSY) で評価される魚種は、評価結果は最大持続生産量 (MSY) を実現する水準に対して親魚量は「上回る」か「下回る」かで評価されています。

国が最大持続生産量 (MSY) で資源評価する 5 魚種以外の、国や県が資源評価を行う「きだい」から「まだこ」までの 1 6 魚種については、過去 1 0 年間の漁獲量や漁獲努力量等から、国や県水産研究センターが現在の資源水準を「高位」、「中位」、「低位」で評価しています。

次に、資料 8 4 ページの「2 資源管理方針の改正について」にお戻りください。

2 つ目のポイントは、今回追加する 2 1 魚種は、当面は採捕停止命令を伴う数量管理、いわゆる TAC 管理ではなく、「資源管理協定」による休漁設定等の自主的な資源管理措置により資源回復を目指します。

このうち、「うるめいわし」と「かたくちいわし」は特定水産資源であるため、これまでに国と漁業関係者との協議が行われ、令和 6 年 1 月からの TAC 管理開始が決定されています。しかしながら、TAC 管

理上の課題として、突発的な来遊への対応や混獲等の課題が残っており、少なくとも2年間は採捕停止命令を伴わない、漁獲報告のみの管理が行われます。

資料86ページの参考資料2をご覧ください。

本資料には、資源管理方針の改正案に記載している、今回追加する魚種の資源管理の方向性を掲載しています。

今回追加する21魚種は、この記載例1～3のいずれかに該当します。個別の魚種について説明すると時間を要しますので、今回は記載例を用いて説明させていただきます。

参考資料1で御説明した資源評価結果を基に、「資源管理方針」には、記載例1～3のとおり資源管理の方向性を記載しています。

記載例1は、特定水産資源である「うるめいわし」と「かたくちいわし」が該当します。

「まあじ」や「まいわし」等の他の特定水産資源と同様に、管理する水域や漁獲可能期間、配分基準等を記載していますが、一番下の「第5 その他資源管理に関する重要事項」が他の特定水産資源とは異なります。

アンダーラインを引いております、ステップアップ管理というのは、先ほど御説明したとおり、少なくとも2年間は漁獲報告のみでTAC管理の体制づくりを行い、その間に課題として残っている事柄について国と漁業関係者とが協議を行っていき、最終的に採捕停止命令を伴う数量管理に移行できると判断した場合は、TAC管理に移行する、という意味です。

資料87ページの記載例2は、国が行う資源評価、つまり最大持続生産量(MSY)によって評価される魚種の方針を示しています。この記載例には、「とらふぐ」、「ひらめ」、「まだい」の3魚種が該当します。

目標として、「令和14年までに、親魚量を提案された管理基準値案に回復又は維持すること」、としています。

下段の記載例3は、県が行う資源評価によって管理される魚種の方針を示しています。この記載例には、「きだい」、「たちうお」、「あさり」、「いせえび」、「いとより類」、「えそ類」、「かわはぎ」、「きびなご」、「このしろ」、「しらす」、「すずき」、「そうだがつお類」、「はも」、「ひらあじ類」、「まがれい」、「まだこ」の16魚種が該当します。

目標は「令和14年までに、資源水準を中位以上に回復又は維持すること」としています。

記載例2と3の目標年である令和14年についてですが、これは国が、「今後10年間でTAC管理や資源管理協定等の新たな資源管理により、10年前と同程度(目標444万トン)まで漁獲量を回復させる」こととなっていますので、この目標に合わせて設定したものです。

ここまでが、今回の諮問内容になります。

最後に、「資源管理方針」が改正された後の資源管理の取組みにつ

	いて、御説明します。 資料８４ページ中段の「３ 資源管理方針改正後の資源管理の取組みについて」をご覧ください。 「資源管理方針」で管理の方向性を定めた魚種は、漁業者による自主的な資源管理の取組みを定めた「資源管理協定」の策定が可能となります。 このため、県としては、「資源管理方針」に掲げた重要魚種の資源回復を図るため、関係する漁業者に「資源管理計画」から「資源管理協定」への移行を推進していきます。 令和５年度までは「資源管理計画」への参加が、国の共済制度である漁業収入安定対策事業の加入要件となっていました。※１のとおり、旧ＴＡＣ法で規定されていた「資源管理計画」の期限は令和６年３月３１日までとなっているため、令和６年度以降は、「資源管理協定」への参加が国の共済制度に加入するための要件となります。 本県としては、科学的な資源評価に基づく漁業者の取組みによって資源の回復を図るとともに、漁業者が引き続き共済制度を利用できるように、「資源管理協定」への移行を推進していきたいと考えています。 説明は以上になります。 なお、今回の資源管理方針（案）につきまして、国の承認を受ける必要があり、その際に生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等について、県に御一任いただきますよう、併せてお願いいたします。 御審議のほどお願いいたします。
議長	ただ今、水産振興課から、第２号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御質問はございませんか。
藤木委員	８６ページの第５にある資源管理方針と県資源管理方針や協定が、こういった関係にあるのかということを知りたいのが、まず一つと、それから８４ページの漁業収入安定対策事業がこういったものを具体的に教えて頂ければと思います。
議長	はい、どうぞ。
水産振興課	水産振興課です。まず８６ページの記載内容について、これがどのような資源管理方針とか協定にどのように関係するのかというご質問だったと思います。 こちらの記載はですね、資源管理方針の改正案を一部抜粋したものになります。つまり、この文章が今回改正する資源管理方針案というふうに御理解いただければと思います。本来であれば資源管理方針の改正案をですね、そのまま説明をするのですが、今回の場合かなり魚種が多くて、説明に時間を要すると判断しました今回のように記載例の１から３に分けて、まとめて説明させていただいた次第でござ

	います。 続きまして８４ページの漁業収入安定対策事業について具体的にということでした。こちらはですね、漁業者が加入する共済制度というふうになっておりますが、過去５年間の漁業者の収入ですね、漁業による収入の平均をとりまして、そこから何か、例えば不漁であったり、その他災害等で漁に出られなくて減収した場合、その減収分が補填される制度となっております。回答は以上になります。
藤木委員	８６ページにある令和２年農林水産省告示第１９８２号の資源管理基本方針において、どういったことが定められていて、県の管理方針とか資源管理協定とか、その関係がわからないものですから、そこを教えてくださいませんか。
水産振興課	こちらの第５に書いてある資源管理基本方針、これが何かということですね。当課から今回諮問させて頂いているのが、県の資源管理方針となります。この資源管理方針の更に上位に位置付けられている国全体の方針としまして水産庁が定める資源管理基本方針というものがございます。 こちらと今回諮問させていただく県の資源管理方針との関係性としては、国の資源管理基本方針にのっとって「かたくちいわし」「うるめいわし」の魚種の追加を行うということになります。
藤木委員	そうするとこの告示の中に、各県で管理方針とか協定を定めるときには、この国の資源管理基本方針に従うことということが、告示の中にうたわれているということでしょうか。
議長	はいどうぞ。
水産振興課	水産振興課です。その通り御理解いただければと思います。
平岡委員	ちょっといいですか。
議長	はいどうぞ。
平岡委員	すいません。私もちょっと分かりにくかったのですが、資源管理基本方針の本則の第１の２（５）に、どういう場合はステップアップ管理を行うという、そういった文言があるのですか。それに沿って、県の方針もそういう方向性で決めているということですかね。
水産振興課	委員からの御指摘のとおりでございます。こちらの資源管理基本方針の中にですね、ステップアップの考え方というものが示されてございまして、こちらにのっとって、県の方でもステップアップを行っているというものになります。

平岡委員	できれば資源管理基本方針のここの部分だけでも記載したものを出していただいて、ステップアップ管理については言葉では説明ありましたが、その資料の中にはどういうものかって書いてないですね。この場を出していただくと、もうちょっと分かりやすかったなと思います。
議長	よろしいですか。 他にございませんか。
委員	はい
議長	それでは他に無いようですので、第２号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第２号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第３号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。 第３号議案 令和６管理年度における「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について諮問させていただきます。座って説明させていただきます。 まず、資料１２４ページの資料１をご覧ください。こちらの図で、資源管理の流れについて説明します。 漁業法に基づき、図の上段左から順に、①の資源調査と②の資源評価を行い、漁業者や各都道府県等の意見を確認した上で、③の資源管理目標や④の漁獲シナリオを国が定めます。これに基づき、図下段⑤のTACいわゆる年間漁獲可能量を設定します。 国が、設定したTACは、都道府県に配分されます。この都道府県に配分された量は⑥にある都道府県別漁獲可能量といい、各都道府県の漁獲量の上限になります。 次に県では、都道府県別漁獲可能量を県内の漁業者に実際に漁獲することができる漁獲量を配分します。この量を⑦にある知事管理漁獲可能量といいます。 そして、⑧のとおり知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで決定されることとなっています。 本委員会では「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の知事管理漁獲可能量への配分について今回諮問させていただくものです。 資料１２５ページの資料２をご覧ください。

	令和 6 管理年度の「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の熊本県漁獲可能量について説明します。 国が、「まあじ」及び「まいわし対馬暖流系群」の漁獲可能量を設定し、令和 6 管理年度の都道府県別漁獲可能量の配分がありました。 都道府県別の漁獲可能量は、その魚種の全体漁獲量のうち、おおむね 8 0 %の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県には具体的な数量が明示されますが、これに該当しない場合、「現行水準」として配分されます。 今回、本県に配分された都道府県別漁獲可能量は、「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」ともに「現行水準」です。 熊本県資源管理方針では、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することし、本県のまあじ知事管理区分及びまいわし対馬暖流系群知事管理区分への配分量は「現行水準」としたいと考えます。 説明は以上になります。御審議の程よろしくお願いします。
議長	ただ今、水産振興課から、第 3 号議案について説明がありましたが、何か、御質問はございませんか。
佐々木委員	現行水準という配分案ですけども、「まいわし」、今年、牛深では揚がったんですけど、現行水準というこの数字以上に揚がった場合はどうなるのですか。
水産振興課	水産振興課です。現行水準と定められた県につきましては、目安水準というものがあるんですけど、それを上回っても基本的に漁獲が止められるということはありません。但し、漁業法第 3 3 条の方で、特定水産資源の漁獲量の総量が特定水産資源の漁獲可能量を超えた場合、あとは超える恐れがある場合は、国全体として採捕停止になることはあります。その点は御認識いただければと思います。
佐々木委員	「まいわし」は、全国的に増加傾向にあるわけですね。T A Cの中でも全体的にも増えているわけです。熊本県には、まき網はいないし、牛深では棒受網がするんですけど、その現行水準という枠の中でも漁獲は止められることはないということですけども、その辺のところが、どのくらい枠が残っているのか、そういうのを教えていただきたいなと思います。
水産振興課	今言われたのは、今漁期ということでしょうか。
佐々木委員	今年は、もう大体終わりましたので、これから先の「いわし」の増加が見込める可能性がありますので、その時はどうするのか。
水産振興課	来年 1 月からの令和 6 管理年度につきましては、目安数量が 8 7 0

	トンとなっております。令和5年の1月から12月までのおおよその漁獲量が1900トンという形で積み上がっております。この現行水準の870トンというのは目安量という形になりますけれども、この870トンを超えたという場合に直ちに漁獲を停止しなきゃいけないという形には現行水準県はなっておりませんので、仮に来年度同じ程度の漁獲があったとしても漁獲は可能だという形になります。 先程、担当からの説明がありましたが、国全体として枠を超える恐れがある場合には、日本全体として漁獲がストップする場合がございますので、その場合は現行水準県であっても、漁獲ができないということになります。以上です。
議長	他にございませんか。
委員	はい。
議長	それでは特に無いようですので、第3号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして協議事項、第4号議案「令和5年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。着座にて説明させていただきます。 はじめに、資料126ページをご覧ください。 長崎県南部海区漁業調整委員会と当委員会との間で締結された協定書を付けております。また、資料128ページに参考として区域図をお示ししております。 まず、この協定書が締結された背景について概要を説明致します。協定書の区域につきましては、昭和50年代から平成10年ごろにかけて、熊本県が国の補助事業として承認を受けて魚礁を設置した区域になります。この魚礁に集まる魚の群れを狙った長崎県籍のまき網船団の操業が問題となったことから、まき網船団の操業禁止に関する天草不知火海区漁業調整委員会の委員会指示を平成8年2月に発出しました。その後、長崎県との協議を経て、天草市五和町地先と天草郡苓北町地先の対象海域におけるまき網漁業と釣漁業の操業秩序の確保を目的とした本協定書を平成14年に締結しました。 苓北地先のA区域におきましては、長崎県のまき網漁業は、3月1日から9月30日まで操業禁止となります。 五和地先のB区域におきましては、長崎県のまき網漁業は周年操業禁止となります。

	この協定の第４に、「本協定の履行状況等を協議するため、両海区漁業調整委員会は、定期的に、また必要に応じ協議を行う。」とあります。 これを根拠に、資料１２９ページの協定第４に関する合意書と資料１３０ページの協議会運営要領が作られており、協定に基づき年に１回、当委員会と長崎県南部海区漁業調整委員会との間で、当該区域における操業状況に関して協議を行っており、今回で通算２０回目の協議となります。 また、協議会の開催につきましては、協議会運営要領の第４の２により、開催地は原則として両県交互とすると定められており、令和５年度の協議会は、本県において１月又は２月の月夜の期間に開催を予定しています。 資料１３１ページをご覧ください。 また、本協定書の協議会運営要領第３に委員は、海区漁業調整委員３名、関係漁業者代表２名となっており、従前から会長及び副会長に、御出席いただく形になっておりますので、江口会長、前田副会長には御出席をお願いしたいと考えております。また、廣田委員が関係地区の一つである苓北地区の漁業者代表委員でありますので、御出席をお願いしたいと考えております。 なお、漁業者代表としましては、天草漁協五和支所及び苓北支所から推薦があった漁業者の方を各１名予定しています。 事務局からの説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、事務局から、第４号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
議長	ようございますか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第４号議案については、事務局案に同意するということでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第４号議案については、事務局案のとおり出席することとします。 次は報告です。「くろまぐろに関する令和５管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課	水産振興課です。「くろまぐろに関する令和５管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」報告させていただきます。座って説明させていただきます。 資料１３２ページの資料２をご覧ください。 上段記載のとおり、国が行う漁獲可能量の設定において、熊本県の漁獲可能量について大型魚２トン中小型魚２トンに融通する要望をだしたところ、今回、１０月１１日付で、本県の要望通り都道府県別漁獲可能量が変更されました。 融通制度とは、都道府県間等でくろまぐろの漁獲枠を交換したり譲渡したりする制度です。 次に、第３号議案においてもありましたとおり、知事が、特定水産資源の知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、漁業法第１６条に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。 しかし、都道府県別漁獲可能量は、融通などにより、管理年度途中に変更になることが見込まれ、それに伴い、知事管理漁獲可能量を速やかに変更する必要があります。このため、管理年度途中での都道府県別漁獲可能量の変更に伴う知事管理区分への配分量の変更については、令和５年１月２５日開催の第３８９回委員会においてお諮りしたとおり、熊本県資源管理方針別紙に定められている配分方法に従い、都道府県別漁獲可能量の概ね９割を知事管理区分に配分することとしています。 以上のことから下段にありますとおり、今回、知事管理漁獲可能量は、小型魚が１３．４トンから１５．２トンに、大型魚が６．５トンから４．６トンに変更になりました。 なお、今回の小型魚と大型魚の知事管理漁獲可能量の配分量の変更については、令和５年１１月１４日付け県公報で告示するとともに、水産振興課のホームページ上で公開しました。 説明は以上です。
議長	水産振興課から説明がありましたが、何か御質問はございませんか。
議長	ようございますか。
委員	はい。
議長	他にないようですので、「くろまぐろに関する令和５管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」の報告は終わります。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
委員	はい。

議長	事務局はありますか。
事務局	ございません。
議長	それでは、これで第３９５回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。